

平成30年度の軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている車両の所有者に課税されます。5月上旬に送付される納税通知書により、5月31日(木)までに納めてください。また、口座振替による納税の場合、5月31日(木)が振替日となりますので、預金残高をご確認ください。

平成30年度の税率（年額）は下記のとおりです。

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等●

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
ボートトレーラー		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

●三輪及び四輪以上の軽自動車●

最初（新車）の新規検査年月については自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。なお、平成30年度課税の重課対象は、自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成17年3月」以前のものとなります。

車種区分				税額（年額）		重課税率（年額）
				平成27年3月31日 以前に新規検査を 受けた車両	平成27年4月1日 以後に新規検査を 受けた車両	新規検査から13年 経過した車両(※)
軽自動車	三輪（660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪 （660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

●グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長されました●

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、平成30年度分に限り軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです。（※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています）

対象・要件等				特例措置の内容
・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排ガス規制適合）				概ね75%軽減
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	排ガス性能		燃費性能	
	平成17年排ガス規制75%低減（☆☆☆☆）または平成30年排ガス規制50%低減		乗 用：平成32年度燃費基準＋30%達成 貨物用：平成27年度燃料基準＋35%達成	概ね50%軽減
			乗 用：平成32年度燃料基準＋10%達成 貨物用：平成27年度燃料基準＋15%達成	概ね25%軽減

●グリーン化特例（軽課）適用の軽自動車●

車種区分			税額（年額）		
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
四輪以上	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円

軽自動車税を口座振替で納める人へ

口座振替で納税した人には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

6月上旬に納税証明書（車検用）を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。確認が取れない場合は、金融機関に照会してからの発行になりますので、かなりの時間が必要になります。

平成30年度 町税・後期高齢者医療保険料納付期限（口座振替）日

月	税 目	期 別	納付期限（口座振替）日
5月	固定資産税 軽自動車税	1期 全期	5月31日（木）
6月	町県民税	1期	7月 2日（月）
7月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	1期 1期	7月31日（火）
8月	町県民税 固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	2期 2期 2期 2期	8月31日（金）
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 3期	10月 1日（月）
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	3期 4期 4期	10月31日（水）
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	5期 5期	11月30日（金）
12月	固定資産税 後期高齢者医療保険料	3期 6期	12月25日（火）
平成31年 1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 6期 7期	平成31年 1月31日（木）
2月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	4期 7期 8期	2月28日（木）
3月	国民健康保険税	8期	4月 1日（月）

●原則、月末の口座振替となりますが、土日・祝祭日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。（12月については、今年度は25日が振替日です。）

●納付書での納付場所（下記金融機関の本店及び支店等）

- ①肥後銀行 ②熊本銀行 ③玉名農協
④ゆうちょ銀行（九州管内の郵便局。但し沖縄県は除く）
⑤和水町役場会計室及び三加和総合支所住民課

●町税・各種料金の納付は、确实・便利な口座振替をおすすめします。

お申込みは、上記金融機関の窓口、役場税務住民課及び三加和総合支所住民課へお尋ねください。

問い合わせ先	本庁 税務住民課 収税係	☎0968・86・5723
	総合支所 住民課 税務住民係	☎0968・34・3111（内線711）